



経理の窓 2月号

平成28年2月1日号

立春とは言っても厳しい寒さに庭のビオラやパンジーは、霜にやられて縮れています。それでも水仙の葉の丈は、だいぶ伸びて季節のめぐりを感じます。

今月の税務

- 法人** : 12月決算法人の確定申告と納税
地方税 : 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付
個人 : 所得税の確定申告 2月16日～3月15日
贈与税の確定申告 2月2日～3月15日

平成28年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

平成27年12月24日に平成28年度税制改正の大綱が閣議決定されました。大綱は、財務省のホームページより入手することができます。今回の改正は消費税の軽減税率が最大の焦点になりました。法人課税では昨年に引き続き税率の引き下げと外形標準課税の拡大などによる課税ベースの拡大になっています。個人課税では、減税項目が並びました。

《税制改正の大綱の主要な内容》

○法人課税

法人課税では、20%台への税率引き下げによる減税と課税ベース拡大が主な内容です。

- ・法人税の税率を段階的に23.2%（現行23.9%）まで引き下げ
- ・法人事業税（所得割）の税率引き下げ
- ・減価償却制度について、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を廃止し、定額法に一本化
- ・欠損金の繰越控除制度の見直し（中小法人については現行のまま）
- ・生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限である平成29年3月31日をもって廃止
- ・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設
- ・生産性向上設備の償却資産税の特例
中小企業者等が一定の機械及び装置の取得をした場合、課税標準額を最初の3年間、価格の1/2とする特例措置を創設。
- ・平成30年3月31日まで2年延長された特例措置
 - ・交際費等の損金不算入制度、接待飲食費50%損金算入の特例、中小法人に係る損金算入の特例
 - ・中小企業者等以外の法人の法人の欠損金の繰戻還付の不適用措置

○個人所得課税

- ・ スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設
- ・ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の導入
- ・ 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例制度の導入
- ・ 寄附税制の見直し(国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入など)
- ・ 通勤手当の非課税限度額を15万円に引き上げ
(平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用)

○消費税(軽減税率関係)

- ・ 消費税の軽減税率制度は、平成29年4月1日から導入され、軽減税率は、8%
- ・ 軽減税率対象となる取引
 - ① 飲食料品の譲渡(酒類と外食を除く)
 - ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡
- ・ 仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)を平成33年4月1日から導入。
- ・ 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の経過措置
 - * 現行の請求書等保存方式の維持
 - * 売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な事業者に対しては、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずることとされています。

○個人番号(マイナンバー)の記載の対象書類の見直しが行われています。

財務省のホームページから、マイナンバーの記載を省略する書類の一覧(案)を入手することができます。

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？

特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介します。

詳しくは、お問い合わせください。

財務省のホームページには、平成28年度税制改正の大綱・概要が掲載されています。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/index.html

有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>